

平成 22 年 10 月 29 日

動物の愛護及び管理に関する法律の見直しに関する要望書

環境大臣 松本 龍 殿

国立大学医学部長会議

常置委員会委員長

動物実験に関する小委員会委員長

中村 達

祖父江 元



この度、環境省中央環境審議会動物愛護部会での動物愛護管理法見直しにおける主要課題として、「実験動物の福祉」が挙げられており、そこには動物実験施設の届出制等の検討(届出制又は登録制等の規制導入の検討)が取り上げられております。

私共は、平成 18 年に改正あるいは制定された「動物の愛護及び管理に関する法律」「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」および「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に従い、平成 19 年には各大学等において動物実験に関する規則や指針、審査・管理体制等を整備して、動物実験が動物福祉の観点から適正に実施されるよう努力して参りました。特に、実験動物の飼育や動物実験の実施状況等に関しては、平成 20 年に構築された相互検証(外部評価)システムにより、平成 21 年からは相互検証を本格的に開始するなど、動物実験が社会的理解の下で適正に実施されるよう各大学等で自主管理を徹底する努力を続けております。国民の福祉向上という観点から、医学・生命科学研究の推進は不可欠ですが、この分野の発展に動物実験は多大な貢献をしており、更にその必要性は増しています。一方で、動物実験の実施により国民生活に不利益を及ぼす事例は、全く生じておりません。

このような現状を踏まえると、現時点では動物実験に関して現行法を改正する理由はなく、特に、動物実験施設について届出制又は登録制等の対象とする必要性はありません。つきましては、格段の御配慮をお願いしたく、下記の通り要望いたします。

[要望事項]

動物愛護法見直しにおける主要課題の「実験動物の福祉」における動物実験施設の届出制等の検討(届出制又は登録制等の規制導入の検討)を、見直しの項目の対象外とする。